行吉学園監事監査規程

（目　的）

第１条　この規程は、私立学校法第 37 条第３項、第４項及び学校法人行吉学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 14 条の規定に基づき、監事が行う監査に関し必要な事項を定め、もって学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（監事の職務）

第２条　監事は、学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行う。

２　監事は、前項の職務について、監査計画書に基づき定期的に監査を行うものとし、特に必要と認めたときは臨時に監査を行うものとする。

（監事の権限）

第３条　監事は、監査の実施にあたり、学園の理事又は教職員（以下「関係者」という。）に対し、帳票及び諸資料の提出、事実の説明その他監査に必要な要求を行うことができる。

２　監事は、必要と認めるときは、学外の関係先に対して内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

３　監事は、監査の遂行上必要と認めたときは、関係者に対して業務に関する会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

（監査の実施）

第４条　監事は、学園の業務運営、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、関係法令及び学園諸規程に基づき適正に執行されているかどうかを検証するため、次の各号に掲げる事項を監査する。

（1）諸決定及び決定手続に関する事項
（2）組織、制度及び規程に関する事項
（3）中期目標・中期計画及び事業計画、予算に関する事項
（4）財産の取得、管理及び処分に関する事項
（5）事業報告書、計算書類及び財産目録に関する事項
（6）その他監査の目的を達成するために必要な事項

（監事の遵守事項）

第５条　監事は、監査を行うにあたって、常に公正不偏の態度を保持し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　監事は、関係者等との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、監査に必要な情報の収集に努めなければならない。

３　監事は、被監査部門に対し直接指揮命令してはならない。

（監事相互間の連携）

第６条　監事は、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めなければならない。

（他の監査機関との関係）

第７条　監事は、会計監査人と密接に連携を保ち、監査の各段階で監査効率の向上を図るよう努めなければならない。

（監事の事務補助）

第８条　監事は、理事長の承認を得て、学園教職員のうちから監査に関する事務を補助させる者を指名することができる。

２　監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、学園以外の者に監査に関する事務を補助させることができる。

３　前２項の規定により、監査の事務補助に従事する者は、公正不偏な立場で事務を遂行し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（監事への協力）

第９条　監査を受ける関係者は、監事の求めに応じ、監査に立会い、必要な資料又は物件を提示し、説明、報告等を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

（監査計画）

第10条　監事は、期初に監査計画を作成しなければならない。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

２　監査計画は、監査計画書をもって理事長に通知する。

（監査の方法）

第11条　監査は、書面監査及び実地監査により行う。

（重要な会議への出席）

第12条　監事は、理事会、常任理事会及び評議員会その他学園の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。

（文書の閲覧）

第13条　監事は、必要に応じて、次の各号に掲げる文書を適宜閲覧することができる。

（1）主務大臣に提出する認可又は承認申請その他の重要な文書
（2）前号以外の官公庁に提出する重要な文書
（3）官公庁から発せられた重要な文書
（4）契約に関する重要な文書
（5）訴訟に関する重要な文書
（6）その他業務に関する重要な文書

（理事又は会計監査人からの報告聴取）

第14条　監事は、必要に応じて、理事、会計監査人その他の者から監査に係る諸事項の説明又は報告を聴取することができる。

（事故又は異例事態の監事への報告）

第 15 条　業務上の事故又は異例事態が発生したときは、関係者は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

（報告に対する措置）

第16条　監事は、関係者から業務上の事故又は異例事態について報告を聴取した場合は、その調査の要否を検討するものとする。

２　監事は、会計監査人から学園内部者による不正及び誤謬又は違法行為を発見した旨の報告を聴取した場合にも、前項に準じて対処するものとする。

（監査結果の報告等）

第17条　監事は、監査終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２か月以内に理事会及び評議員会に提出する。

２　前項の監査報告書には、実施した監査の概要を記載し、監査の結果につき意見を表明しなければならない。

３　監事は、監査の結果、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する。

４　監事は、前項の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。

５　監事は、学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べる。

６　第４項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

７　監事は、理事が学園の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学園に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（監査結果の措置）

第18条　理事長は、監査結果の報告に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

（規程の変更）

第19条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。